

公益社団法人 日本視能訓練士協会

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第36条(3)に基づき公益社団法人日本視能訓練士協会(以下、協会)が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 一般寄付金：協会の事業及び運営を円滑に進めることを目的に、協会会員あるいはこれを含む広く一般社会に募金活動を行うことにより受領する寄付金
- 2) 特定寄付金：協会会員あるいはこれを含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
- 3) 協賛寄付金：協会の活動に賛同し、これを支援しようとする団体あるいは個人から受領する寄付金または寄付物品
- 4) 特別寄付金：1) 2) 3) 以外の寄付金とする

(一般寄付金)

第3条 協会は、常時一般寄付金を募り、受領することができる。

2. 一般寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条に定める公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の3割以下でなければならない。
3. 一般寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る計算書を会報に掲載し報告する。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特定寄付金)

第4条 特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途を説明した書面を理事会に提出し、承認を得なければならない。

2. 特定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、当該募集の目的とした公益目的事業の全部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の3割以下でなければならない。
3. 特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る計算書を会報に掲載し報告する。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(協賛寄付金)

第5条 協会は、常時協賛寄付金を受領することができる。

2. 協賛寄附金は、寄付金総額の5割以上を定款第4条の公益目的事業に充てなければならない。
3. 協賛寄付金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄付者に送付する。受領書には、協会の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載し、必要に応じて事業案（あるいは企画書）を添付する。

（特別寄付金）

第6条 受領した金額にかかわらず、使途は理事会で協議の上、決定する。ただし、寄付者より使途の指定があった場合は、これに従う。

（寄付金等の辞退）

第7条 寄付金が下記各号に該当する場合若しくはその恐れがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- 1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
- 2) 寄付者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- 3) 寄付金の受け入れに起因して、協会が著しく資金負担が生ずる場合
- 4) 前各号に掲げる場合のほか、協会の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

（情報公開）

第8条 協会が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第9条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人への移行登記の日（2012年4月1日）から施行する。

(公益事業専用・寄付金控除用)

年 月 日

寄付者の住所 (又は所在地)

寄付者の氏名 (又は法人名) 様

領 収 書

金 円也

20 年度の〇〇寄付金として上記の金額を受領致しました。

※本寄付は、当協会の主たる目的である公益事業に使用いたします。

※本寄付は、所得税法第78条該当の寄付金控除又は法人税法第37条第4項該当の特別損金算入
限度額の寄付金として損益算入の対象となり、当領収書は確定申告の際にその証拠資料とな
るものです。

※当協会は公益社団法人につき、税法により印紙貼付が不要です。

公益社団法人 日本視能訓練士協会

会 長

東京都千代田区鍛冶町1-8-5 新神田ビル2F

TEL 03-5209-5251、FAX 03-6804-9233

注) 法務局へ届けている代表者氏名と代表印を入れること。